

飼育動物診療施設の開設届

平成 年 月 日

鳥取県西部家畜保健衛生所長 様

住 所
氏 名

印

飼育動物診療施設を開設しましたので、獣医療法第3条の規定により下記のとおり届出します。

記

- 1 開設者の氏名及び住所並びに開設者が獣医師である場合にあってはその旨
- 2 診療施設の名称
- 3 開設の場所
- 4 開設の年月日
平成 年 月 日
- 5 診療施設の構造設備の概要及び平面図
- 6 診療の用に供するエックス線の発生装置の概要
- 7 管理者の氏名及び住所（開設者が獣医師であって診療施設を管理しているときはその旨）
- 8 診療の業務を行う獣医師の氏名
- 9 診療の業務の種類
産業動物 ・ 小動物 ・ その他（ ）
- 10 開設者が法人である場合にあっては、定款
- 11 その他
 - (1) 獣医療法施行規則第1条第7～11項について該当があれば別紙として添付する
 - (2) 別紙内訳
 - 別紙1 診療施設の構造設備等の概要
 - 別紙2 診療施設の平面図
 - 別紙3 診療用エックス線発生装置の概要
 - 別紙4 放射線の量の測定結果（規則第18条）
 - 別紙5 獣医師免許証の写し